令和７年４月１日より、JR運賃精神障害者割引制度が開始されます

この割引を受けるためには、**顔写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳**に**「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の記載**が必要です。

対象者

旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額**「第１種」又は「第２種」の記載**がある**精神障害者保健福祉手帳（写真付き）**をお持ちの方

第１種：精神障害者保健福祉手帳「１級」
第２種：精神障害者保健福祉手帳「２級・３級」

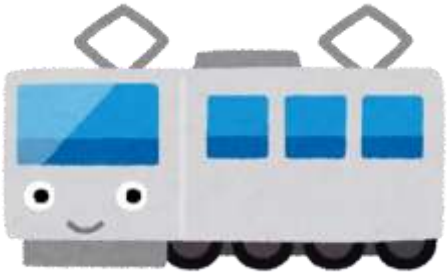

※**割引対象外の手帳**は、下記の通りです。
①第１種又は第２種の記載がない手帳
②有効期限切れの手帳
③顔写真が貼付されていない手帳

☆写真付きの手帳を希望される方は、再交付申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳への記載について

順次精神障害者保健福祉手帳の新規申請又は更新の手続きをしていただくと「第１種」又は「第２種」の記載がある手帳をお渡しします。

更新前に記載を希望する方は、精神障害者保健福祉手帳をご持参の上、窓口にお申し出ください。お手持ちの手帳に「第１種」又は「第２種」のスタンプを押印し、お渡しします。

割引制度の概要

１　介護者の方と一緒にご利用になる場合
① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
② 割引となる介護者の方は**１名**です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第１種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	５割
12歳未満の第２種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	５割

２　手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合
※片道の営業キロが **100 キロ**を超える場合に限ります。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第１種精神障害者の方・第２種精神障害者の方	・普通乗車券	５割

お手続きの窓口・問い合わせ先
東広島市健康福祉部障がい福祉課
電話：082-420-0180／ﾌｧｸｼﾐﾘ：082-420-0181

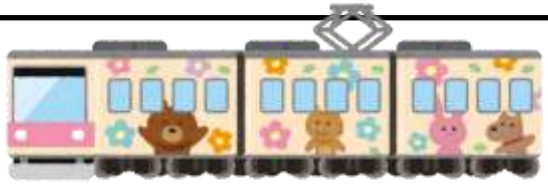

お手続きの窓口
本庁障がい福祉課、黒瀬支所福祉保健課、福富支所地域振興課、豊栄支所地域振興課、河内支所地域振興課、安芸津支所福祉保健課